

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和3年4月30日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及び社員を活用し、IP通信網サービス契約者及びLAN型通信網サービス契約者等に対して、電気通信回線に接続される情報通信機器等及びNTT東日本のIP通信網及びLAN型通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク※1を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備を用いて、以下の業務を行うものである。

- i) 当該サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供
- ii) 当該サーバ設備、電話、メール若しくは訪問、又はそれらを組み合わせて行う、電気通信回線に接続される情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの役務提供
- iii) 電気通信回線に接続される情報通信機器等の販売又はレンタルの役務提供

なお、NTT東日本の業務区域※2外のエンドユーザとの通信を可能とするために、連携事業者※3との合意に基づき、連携事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行うものである。

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」をいう。

※２ ＮＴＴ法第２条第３項において規定する区域。以下同じ。

※３ ＮＴＴ東日本が本サービスの提供を行うにあたって、エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために電気通信設備を相互接続する事業者。以下同じ。

また、必要に応じてＩＰ通信網サービス契約者及びＬＡＮ型通信網サービス契約者等に対してサポートサービスを提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という。）にも上記の役務提供及び料金設定を行うこととしている。

２ 確認の内容

ＮＴＴ法第２条第６項において、ＮＴＴ東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。また、ＮＴＴ東日本とあわせて「ＮＴＴ東西」という。）は、

- （１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - （２） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「ＮＴＴ東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成２３年１１月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、ＮＴＴ東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

３ 確認の結果

（１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、ＮＴＴ東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

ＮＴＴ東日本は、本件活用業務を営むに当たって、ＩＰ通信網サービス契約

者及びＬＡＮ型通信網サービス契約者等に対して、「１ 届出の概要」に記載した業務を提供することとしている。

本件活用業務に係る所要資金は[REDACTED]を見込んでおり、内部資金でまかなうこととしており、本件活用業務の実施規模及びＮＴＴ東日本の財務状況を踏まえれば、この規模の投資により、同社の財務を圧迫することは想定できず、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しては、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処することとしている。

さらに、職員についても、ＩＰ通信網サービス及びＬＡＮ型通信網サービスの提供に関する業務を行う組織に所属する職員を活用する予定であるとして、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、ＮＴＴ東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ１ 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度について検討し、

ステップ２ その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ１ 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度」

おその程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していな

い場合、N T T 東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がN T T 東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、N T T 東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるN T T 東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

N T T 東日本からの届出書によれば、N T T 東日本のI P通信網サービス契約者及びL A N型通信網サービス契約者等が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定系ブロードバンドのユーザが本件サービスの主な対象になり得ると考えられる。したがって、本件活用業務に関する競争状況は、N T T 東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、固定系ブロードバンド市場を取り上げることが適当である。

また、本件活用業務に関する競争状況は、活用業務の足回りとして利用されることが想定されるW A Nサービス（広域イーサネット）の市場の競争状況の影響を受けると考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、N T T 東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、主には固定系ブロードバンド市場及びW A Nサービス市場における競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検討すべき地域電気通信市場として、これらを取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート」（令和2年8月31日。以下「報告書」という。）のデータによれば、固定系ブロードバンド市場におけるブロック別の令和2年3月末のN T T 東日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、最低の地域において50%を超えている（関東地方）。また、都道府県別のF T T H市場における令和2年3月末のN T T 東日本のシェアを見ると、最低の都道府県において60%を超え（神奈川県）、最高の都道府県では80%を超えている（山

形県)。

以上を踏まえれば、NTT東日本は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制定等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。

また、報告書のデータによれば、WANサービス市場における令和2年3月末のNTT系事業者のシェアの合計は62.7%でありNTT系事業者が協調して市場支配力を行使しうる地位にあると考えられる。一方で、同市場においては、一定程度のシェアを有する競争事業者（KDDI：シェア14.4%、ソフトバンク：13.4%）が複数存在していること、本件活用業務の足回りとして想定している広域イーサネットサービスにおけるNTT系事業者のシェアは44.7%である上に、競争事業者としてKDDIが35.5%のシェアを有すること等を考慮すれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと考えられる。

そして、本件活用業務の提供のためにNTT東日本が構築又は調達するサーバ設備は、市販で調達可能なものであるとともに、同社のIP通信網とは別個の設備であり、電話、メール若しくは訪問サポートサービスを含めて、同社のIP通信網及びLAN型通信網固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。このような業務形態に鑑みれば、競争事業者においても、市販のサーバ設備やアプリケーションを調達等することによって、同様の業務を営むことが可能である。

以上に鑑みれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT東日本が固定系ブロードバンド市場及びWANサービス市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と合わせてステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務の提供のためにNTT東日本が構築又は調達するサーバ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のIP通信網とは別個の設備であり、電話、メール若しくは訪問サポートサービスを含めて、同社のIP通信網及びLAN型通信網固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。

他方、本件活用業務は、NTT東日本のNGN内に設置するサーバ設備を介して提供されるものであり、ボトルネック設備との関連性を有していると考えられることから、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請は高まることとなる。

これを踏まえ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路を用いて、ガイドラインに規定する他の市場支配的な電気通信事業者（NTT西日本）との接続を予定している、としている。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT東西の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難になる等、競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかについて、①、②の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目に関してNTT東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めるこ

とを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、すでに市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、ルータ等の通信機器及び中継伝送路区間に係る伝送路を組み合わせ提供するものである。

また、本業務を提供するサーバ設備は当社のIP通信網及びLAN型通信網とは別個に構築または調達するものであり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、サーバ設備の公募調達において開示したインターフェース条件等を踏まえ、接続条件等について当該事業者との協議を行っていく考えである。

なお、IP通信網及びLAN型通信網については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本が本件活用業務に用いるサーバ設備は市販で調達可能なもののほか、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとし、本件活用業務の提供に当たっては、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないとしている。

また、NTT東日本のIP通信網及びLAN型通信網については、既に接続約款において接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示しているとともに、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い同社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置を講じているとしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えとしている。

したがって、この限りにおいては、競争事業者も本件業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1) ①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いるサーバ設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既存の当社のIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス並びに活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービス及びLAN型通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに活用業務の届出(平成28年12月5日)において 公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路等を組み合わせ対応するものであり、サーバ設備との接続条件については、インタフェース条件等を開示しているものである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

なお、本業務に用いるIP通信網及びLAN型通信網は、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、IP通信網サービス契約者及びLAN型通信網サービス契約者等のニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

本件活用業務は、市販で調達可能なサーバ設備を用いて提供するものであり、競争事業者も同様に市販で調達可能なものであり、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとしている。そして、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないとしている。

また、NTT東日本のIP通信網及びLAN型通信網については、接続に必要なインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、国際的な標準化動向等を踏まえ、サービス追加にあわせて、インタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していくとしている。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供することとしている。

したがって、ステップ1) ②に関し、NTT東日本のネットワークに固有の機能の利用を必須の前提としないこと等NTT東日本が届出書に記載していることとあわせ考えれば、他事業者が必要に応じサーバ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワークの情報の開示のための措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、すでに市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既存の当社のIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス並びに活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに活用業務の届出(平成28年12月5日)において公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路等を組み合わせて対応するものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本が届出書に記載しているとおり、同社が本件活用業務に用いるサーバ設備は市販で調達可能なものであり、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとし、本件活用業務の提供に当たっては、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないものである等、現時点において、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和元年6月28日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) 顧客情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が行った確認の内容】

N T T 東日本は、既往の措置に加え、電話の業務で取得した顧客情報や接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用したり、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用したりすることがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施することとし、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えとしている。

また、平成23年11月30日に施行された電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

加えて、本件業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

なお、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアーウォールは確保されと考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、地域電気通信業務等その他のサービスに係る収支と分計することとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

加えて、既存の当社のIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス並びに活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに活用業務の届出(平成28年12月5日)において公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路等を組み合わせることで、他事業者も提供可能なものである。

また、サーバ設備の接続条件については、サーバ設備の公募調達において、インタフェース条件等を開示するとともに、本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。当社としては、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、エリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは、公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路により接続を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとして不可欠性はないとしている。

また、NTT東日本が構築又は調達するサーバ設備の接続条件については、サーバ設備の公募調達においてインタフェース条件等を開示し、IP通信網及びLAN型通信網については、接続に必要なインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、関連事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、公募により調達した中継伝送区間に係る伝送路により、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者(NTT西日本)と接続することとしているが、

NTT東日本は、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、ステップ1)①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いが確保されているものと認められる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、中継伝送区間の伝送路調達に係る募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以

下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。

・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、これらの措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。